

私学助成幼稚園の補足給付事業の対象となる食事の提供

1 補足給付事業の対象となる食事の提供

食事提供の方法	対象
自園調理（食材自己購入）	○
自園調理（食材外部搬入）	○
外部搬入による弁当	○ _(※)
保護者による弁当持参	×

※ 外部搬入について、園が事業者と契約していること及び希望があれば全員に提供できる体制が整っていることが必要です。

2 食事の提供実施状況と補足給付対象の事例

	事例	補足給付の対象	備考
例 1	週3日外部搬入の弁当を園が保護者に提供し、週2日は保護者が弁当を持参している。	週3日外部搬入の弁当：○ 週2日保護者による 弁当持参：×	
例 2	週3日で牛乳給食を実施している。	○	
例 3	週3日外部搬入の弁当を全員に提供、週1日牛乳給食を全員に提供、週1日希望があった児童のみに外部搬入の弁当を提供している。	週3日外部搬入の弁当：○ 週1日牛乳給食：○ 週1日希望児童のみ：○	希望児童のみの食事の提供については、希望すれば全員に弁当を提供できる体制が整っている場合、補足給付の対象となります。
例 4	園が事業者と契約し、外部搬入の弁当を園が提供している。支払いは保護者が直接事業者に行っている。	○	
例 5	保護者が直接事業者と契約した上で給食が実施されている。給食費は保護者が事業者に支払っている。	×	
例 6	原則、保護者のお弁当としているが、保護者がどうしても弁当を用意できないときは、園が契約した事業者から外部搬入の弁当等を提供している。	×	原則保護者による弁当持参のため、「希望者全員に弁当を提供できる体制」が整っていないと考えられます。
例 7	保護者会が園と関係なく自主的に事業者と契約した上で給食が実施されている。給食費は保護者が保護者会を通して支払っている。	×	園と事業者との契約ではないため、対象外となります。
例 8	園委託のもと保護者会が事業者と契約した上で給食が実施されている。給食費は保護者が保護者会を通して支払っている。	×	園と事業者との契約ではないため、対象外となります。